

PEOPLE WITH LEGAL MIND



各地方裁判所に所属、国家権力の発動として強制執行によって権利の実現を図る執行官。東京地裁の総括執行官・池島俊昭氏に、仕事の内容、また課題についてうかがった。

職務の内容

はじめに執行官の仕事の概要についてご説明ください。

池島 執行官とは、地方裁判所に所属して、民事執行・保全執行に関する職務、裁判所の書類の送達に関する事務などを行う裁判所職員です。具体的な仕事としては、ある人が家の明け渡しを命じられてもそれに従わず、催告しても自発的に退去しないとき、強制的に退去させる不動産明渡執行であるとか、借金を返さない人が所有する貴金属類などの動産や有価証券の差し押えなどがあります。

せっかくの判決などの債務名義¹が絵に描いた餅となり、債権者が泣き寝入りするようなことを許してはなりませんから、国家権力の発動として、私法上の請求権を強制的に実現することで、法秩序維

持の一翼を担うという重要な役割を果たしています。中には、債務者の窮状を利用して立退料をせしめるなど、自らの利益を目的に不動産を不法に占有して、私たちの執行を妨害するいわゆる「占有屋」がありますが、その占有が執行妨害と判明すれば、当然、毅然と対処しなければなりません。

また、不動産の競売の手続にも携わります。例えば、競売物件は一般の物件と比べて購入希望者が必要な情報を入手しにくいいため、その状況を調査する「現況調査」という仕事があります。登記簿を調べたり、実際に物件に足を運び、公図や測量図を参考にしながら物件の位置や形状などを確認したり、所有者や使用者に対して権利関係などについて聞き取りを行い、それらの調査結果を「現況調査報告書」²としてまとめる業務です。

なお執行官は、定額の給与を受ける他の裁判所職員と異なり、事件の当事者が納めた手数料を収入とし、その収入の中から各執行官が執行官室全体の運営にあてるための経費を共同して負担しているところに一つの特徴があります。

仕事の性格から執行官には強力な権限が

池島俊昭氏

東京地方裁判所総括執行官

付与されているわけですね。

池島 民事執行・保全執行において、私たちは「独立の機関」として、動産に対する強制執行、物の引渡しを求める請求権についての強制執行、動産に対する仮差押えの執行などを担当します。また、執行にあたっては、抵抗を受ける場合、それを排除するため警察の援助を求める権限が与えられています。そのような強力な権限を自らの判断の下に行使するという、極めて重い責任を伴う仕事です。

平成8年、10年の民事執行法の改正で、短期賃貸借に基づく不法占有者の排除をしやすくなったとのことですが、執行妨害の現状は？

池島 今回の担保執行法の改正³でも、執行妨害に対処するためのものが多くあります。法律が整備されたこともあり、件数としては減少傾向にあるものの、妨害の手口は巧妙化しています。占有工作を見抜いて的確に対処することによって不法な妨害を防ぎ、いかに迅速に執行するかが依然として大きな課題であることは間違いありません。

悪質な執行妨害については、警察との連携もうまくいき、厳正な対応がされています。

求められる知識、資質

不良債権処理というバブル経済崩壊後の日本経済の枷になっている部分に関与されているという意味においても、執行官に対する国民の期待には大きいものがあると思います。司法制度改革の意見書でも民事執行制度の強化が求められています。

池島 われわれが従事する分野の事件数は、経済状況などいろいろな要因によって変化します。バブル経済がはじけてから強制執行の事件数は急増しましたが、今は安定期に入っています(資料参照)。東京地裁は支部も含めて、現在、執行官61名の体制です。私たちとしては現在の体制で適正、迅速に業務を処理できていると思います。もちろん不良債権処理という面で、できるだけ迅速な処理をしなければなりません。裁判所の機関として、単に強制力を行使して闇雲に結果だけを追い求めるのではなく、債務者、債権者との間に立ち、あくまでも中立な立場で説得にあたることも大切です。そのように対処することでより迅速に事件処理が進むことも多

資料 民事執行事件新受件数累年比較

年次	民事執行事件総数	不動産執行事件	債権執行事件
昭和58	168,910	56,976	87,864
昭和59	211,154	68,841	110,300
昭和60	229,296	76,244	112,342
昭和61	246,635	77,493	121,560
昭和62	240,283	72,582	118,830
昭和63	225,091	63,258	112,317
平成元	195,361	48,334	99,620
平成2	177,141	41,179	91,915
平成3	183,876	44,055	98,552
平成4	213,644	54,105	112,151
平成5	254,604	62,891	130,853
平成6	281,473	63,905	143,604
平成7	293,117	63,966	150,188
平成8	309,282	66,649	156,780
平成9	328,939	66,301	169,628
平成10	358,699	78,538	174,997
平成11	374,577	75,242	181,535
平成12	367,648	76,852	172,177
平成13	353,929	74,784	165,575
平成14	348,471	77,674	163,177

出所：裁判所資料

いのです。

公権力を背景に強制力を行使し、国民の権利の実現を図るのが私たち執行官の基本的な職務であることは間違いありませんが、国民から新たな仕事を要請されており、それも司法制度改革の一環であると思っています。

一つには、担保執行法改正で、執行官の新たな業務として内覧制度ができて、現在、執行裁判所との間でいかに適正・迅速に処理するか具体的な業務処理体制について協議しているところです。これは強制力を行使するものではなく、購入希望者に競売物件を実際に見ていただくという司法サービスの充実とも言うべき仕事です。そのように執行官に求められることは時代によって変化していきます。そこを鋭敏に感じ取り、国民の要請にしっかり応えていきたいと思っています。

次に選考試験など執行官に任命されるためのプロセスについてうかがいます。

池島 地裁単位で執行官採用選考を実施しています。選考を受ける資格は、「一般職の職員の給与に関する法律」が規定する国家公務員の「行政職俸給表(一)⁴」で7級以上の職にあった者、もしくはそれに相当する職歴を有する者、あるいは法律に関する実務、例えば、弁護士や司法書士、銀行内で法律的な業務をしてきた銀行員などで、その職歴が通算15年以上になれば、選考を受けることができるとされます。

選考の内容としては、昨年の東京地裁の例ですと10月から11月にかけての時期に、憲法や執行官法・民法・民事訴訟法・民事執行法・民事保全法・刑

法、その中から理論や実務知識について択一式、論文式の筆記試験を行い、その合格者の中から面接試験を実施しました。

執行官として必要な知識となりますと、やはり試験科目のものということになりますか？

池島 もちろん執行官も法律の専門職ですから職務を遂行する上で法律知識は重要な要素ではありますが、裁判所内で仕事をする一般の職員とは違った資質も要求されます。執行官は現場に出て行って、法律に基づいて強制力を行使して、不動産の現況を調査したり居住している人に立ち退いてもらうなどするわけですから、基本的には債務者等から歓迎されない立場です。そういう特殊な仕事ですから、単に知識を持っているというだけでは、うまく処理することができません。

明渡執行のとき、債務者の中には、出ていけない事情があったり、出ていきたくないという居座るケースもあります。人によっては、出て行けない理由を延々とまくし立ててきます。そういうとき、法の趣旨からどうしても出て行かなければならないことをきちんと説明して、納得してもらわなければなりません。そのためには豊富な経験に裏付けられたコミュニケーション能力、説得力が不可欠です。

また、執行妨害も年々巧妙になっており、現場で土地や建物の占有の状況を見分し、占有者らに質問をし、応答を受けながら、これは執行妨害かどうか素早く的確に判断しなければなりません。そのような判断力が求められます。

執行官は現場で、経済的に窮地にある人などを相手にしているわけです。実際に、執行官が現場に行ったところ、自分が住んでいるアパートの一室に灯油をまいて火を付けた、トイレに閉じ込めて農薬を飲もうとしたという例もありました。そのように追い詰められた人たちを相手にする場合、臨機応変に対応する必要があります。強制力を行使する場合、説得して、そのような事態に至らないようにすることも、執行官の資質として要求されることです。やや大げさな表現になりますが、「人間力」とも言うべき、総合的な能力が求められる職務と言えるでしょう。

少し話がそれますが、近頃、現場で苦心しているケースがあります。それは、高齢者や病人で身寄りのない方が住んでいるようなケースです。明け渡し

などの際、行くあてのない方を放置するわけにはいきませんから、福祉事務所に出向いて説明したり、病人であれば、債権者をお願いして、何とか入院できるように取り計らっていただいたりしていますが、なかなかスムーズにいかないのが実情です。

そのようなケースの職務を遂行する上で、必要なことはどんなことでしょうか？

池島 保護を必要とする人がいたとき、現行の法律では、執行官から福祉事務所に受け入れを求めることはできません。そのため私たちは、まず本人を説得して福祉事務所に相談に行ってもらっています。

福祉事務所や保健所、病院など関係機関と執行官との連携に関して必要な法律の整備をしていただき、執行官が直接、福祉事務所に要請すれば、福祉事務所が必要な対応をとれるようにするなど、連携がよりスムーズにできるようにしていただければ、非常に助かると思います。

求められる研鑽

池島さんが執行官になられた経緯についてうかがいたいと思います。

池島 それまで裁判所の一般の職員でしたが、平成9年に執行官になりました。裁判所の書記官・事務官としての仕事にもやりがいを持っていましたが、大変お世話になった先輩で執行官をされている方がいらっしゃいまして、その方にいろいろ話をうかがううちに、自分もやってみたい、と希望するようになりました。独任官、単独の司法機関とも言われる執行官は、外に出て、現場で、自分の判断で仕事を処理する。この仕事に最も魅力を感じたのはその部分です。

最初はOJTのようなかたちで、先輩について仕事をされるのでしょうか？

池島 約1カ月半から2カ月の期間、先輩の執行官について執行や現況調査の研修を受けます。その期間、新人も事件を担当しますが、その間は、先輩の執行官に同行していただき、アドバイスを受けながら職務を遂行します。

聞くところによれば、昔の執行官は独任官として一人で仕事をするという意識が極めて強烈だったようですが、私が東京地裁で執行官になったとき

は、すでに新しい執行官に対する研修体制がかなり整っていました。

執行官に対する社会の要請が、幅広く、深いものになり、占有屋の執行妨害の方法も刻々と変化していることから、それに対応すべく、個々の自己研鑽だけでなく、組織的にも勉強していかなければなりません。そこで現在、総括執行官という組織的に職務に対応できる制度ができましたが、日常的にも執行裁判所との連携で新しい知識を身に付けたり、執行官同士、定期的に勉強会を開催して、自分の体験や、特殊な事例などを話し合う機会を増やすようにしています。特に現況調査は執行裁判所の補助機関としての執行ですから、執行事件担当の裁判官を講師に迎えて、法律的な指導を受けたり、執行裁判所の書記官と執行官が何名か集まって具体的な事例を題材に上げて定期的に勉強会を開いたりしています。

執行官を希望される方へのメッセージをお願いします。

池島 率直に言って厳しい面もある仕事です。そこを克服できる方に執行官になっていただきたいと思えます。現場で債務者に罵倒されたり、脅されたり、泣きつかれたりするようなこともあります。私も頑強に抵抗されたり、調査が終わった後に何度も嫌がらせの電話を受けたりした経験がありますが、そこで腰を引くわけにはいきません。国民の権利を守るという強い使命感、信念が求められます。とはいえ、ただ強く出ればよいというわけではなく、裁判所の職員として適正、中立に仕事をするには、相手の状況に応じて、押したり引いたりができなければなりません。私の経験で言いますと、そこは現実に仕事をしていく中で身に付いてくる部分が大きいと思えます。

さまざまな人間ドラマを目の当たりにされる仕事ですね。

池島 社会の流れ、厳しさ、また債務者等の人間性に触れる仕事です。それは辛いこともありますが、喜びにつながることもあります。例えば、強く抵抗されていた方が誠意を尽くして説明したり、出て行けない事情をうかがったりしているうちに、ある時点から態度が全く変わり、協力的になることがあります。債務者に理解していただき、「断行」といって強制的に荷物を運び出しするようになる前に任意で明

け渡しに応じていただけたときなどは非常にうれしいですね。

辛い立場にある債務者がこうやってがんばっていらっしゃるのだから、われわれもしっかり職務を遂行しなければならない、そう教えられることもあります。

世田谷区を担当しているときのことで、不動産競売事件の現況調査に行ったところ、かなり大手の不動産会社の社長さんご夫妻がいらっやいました。調査が終わりますと、「少し話をしていきませんか」ということで、お話をうかがったことがあります。その方は経営者としてかなり実績をお持ちでしたが、それが自分の土地、建物まで競売にかけられることになったわけで、その心痛はいかばかりかと思っていたのですが、実に諦淡と、「われわれ夫婦は裸一貫で立ち上げてここまで来た。時代の流れでこういうことになったが、田舎に引っ込んで、またゼロから新たに出直すよ」と。かなりのご高齢でしたが、そういう前向きな話をうかがったことが印象深く残っています。

- 1 債務名義：金銭債権や不動産の明渡請求権等の私法上の給付請求権の存在と内容が表示され、法律執行力を与えられた公証の文書。民事執行法第22条に規定する確定判決、和解調書および調停調書など。
- 2 現況調査報告書：執行官が、執行裁判所から命じられて、競売不動産の形状、占有関係および物件のその他の現況について調査して作成する報告書。
- 3 担保執行法の改正：平成15年7月に民事執行法等の一部が改正（施行日は未定）され、担保不動産収益執行の創設、短期質貸借制度の廃止、民事執行法上の保全処分の発令要件の緩和、競売不動産の内覧制度の創設、不動産引渡等の強制執行上における明け渡しの催告制度の創設等の執行官の業務に影響するものが盛り込まれている。
- 4 行政職俸給表（一）：一般職の職員の給与に関する法律第6条に規定される俸給表のうち、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用するものとされ、国家公務員の一般事務職等に広く適用されている俸給表。

東京地方裁判所執行官室総括執行官

池島 俊昭(いけしま としあき)

1976年2月徳島地方裁判所事務官採用。1978年4月徳島地方裁判所書記官。1992年4月最高裁判所総務局課長補佐。1995年4月東京地方裁判所総務課長。1997年3月東京地方裁判所退職。同年4月東京地方裁判所執行官任官。2002年4月東京地方裁判所総括執行官(現職)。